

(仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成 (案)

# (仮称)八戸市いじめ防止条例の構成(案)について

## 1 背景

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体で取り組むべき重要課題といえるものです。

大人も児童生徒も「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解した上で、常に当事者意識を持ち、それぞれの責務を自覚し、互いに協力し合いながら、将来にわたっていじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の取組を確実に推進し、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

## 2 国や県の動向

国は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることを目的とした「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」を平成25年9月28日に施行しました。

また、青森県では、県内の児童生徒の尊厳を保持するため、県、市町村学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県いじめ防止基本方針」を平成26年6月に策定しました。

## 3 本市の取り組み

本市においても、平成28年4月にいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に「八戸市いじめ防止基本方針」を策定しました。近年、他自治体において様々ないじめ防止に関する条例が制定されていることを踏まえ、基本理念を定め、いじめの防止等に関する施策・措置を行うにあたっての基本的で重要となる考え方・方向性を社会全体で共有し、各主体の責務・役割を明確にし、いじめの防止等に関する施策を確実に推進させることを目的として、「(仮称)八戸市いじめ防止条例」を制定することとしました。

## 4 (仮称)八戸市いじめ防止条例の構成(案)

### (1) 目的

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校及び教職員、保護者、市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、それぞれの立場から相互に連携し社会全体で児童生徒を見守ることができるよう、いじめ防止のための体制・対策の更なる強化を図ることを目的とする。

### (2) 基本理念

- ア いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いに理解し合い、生命及び人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- イ いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにしなければならない。
- ウ いじめの防止等の対策は、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及びその他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### (3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

### (4) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

### (5) 教育委員会の責務

教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

#### (6) 市立学校及び教職員の責務

市立学校及び教職員は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携を図りつつ、組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処する。

#### (7) 保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、自らが保護する児童生徒に対し、いじめを行うことのないよう必要な指導を行う。

#### (8) 市民等の役割

市民等は、児童生徒の見守りや心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、いじめやいじめの疑いがある際には、関係機関への情報提供に努める。

#### (9) 八戸市いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項を、八戸市いじめ防止基本方針の中で定めるものとする。

#### (10) 八戸市いじめ問題専門委員会

法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として設置する「八戸市いじめ問題専門委員会」において、いじめの防止等のための対策に係る事項や、重大事態が発生した際の事実関係を明確にするための調査等について、調査審議を行う。

#### (11) いじめ調査専門部会

法第30条第1項の規定による報告（重大事態の発生）を受けた場合において、重大事態への対処又は同様の事態の発生の防止のため再調査の必要があると認めるときは、市長の附属機関として設置する八戸市虐待等防止対策会議が、「いじめ調査専門部会」を招集し、報告内容についての調査・審議を行う。

#### (12) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うとともに、その保有する個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (13) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。